

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成24年6月12日(火)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 大 善 文 男(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 村 山 浩 昭(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 本 間 敏 広(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 川 原 隆 司(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 山 根 薫(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 松 居 徹(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 木 田 卓 寿(東京弁護士会所属)
弁護士 野 嶋 慎一郎(第一東京弁護士会所属)
弁護士 高 津 尚 美(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、これから裁判員経験者の方との意見交換会を開催させていただきたいと思います。私、本日の司会進行を担当いたします、東京地裁刑事11部で裁判官をしております、大善と申します。どうぞよろしく願いいたします。裁判員経験者の方、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。裁判員制度が始まりまして、既に3年が経過したということで、今いろいろと見直しの議論がなされているところでございます。また、裁判員裁判に携わる法曹三者といたしましては、絶えずよりよい運用について考え、いろいろ工夫しているところでございます。裁判員制度のよりよい運用のためには、裁判員経験者の方々のご意見というのが大変重要で、参考になるものでございます。本日は、率直な忌憚のないご意見

をぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、本日の進行でございますが、テーマを3つ用意しております。第1が裁判員裁判の審理，証拠調べについて。第2が評議の在り方について。第3が守秘義務についてというように、テーマを3つ用意しております。基本的にはこの順番で議論をさせていただきたいと思っています。第1の裁判員裁判の証拠調べの在り方に少し時間をかけたいと思っております。もちろん、これ以外の件についても率直なご意見をお聞きしたいと思います。そして、最後に報道関係者の方から質問を出していただきたいと思いますというふうに思っています。

それでは、まず、テーマについての議論に入る前に、裁判員経験者の方々に、裁判員裁判に参加して、どういう感想をお持ちになったか、あるいは、どういうご意見をお持ちになったかについて、お一人お一人お話ししていただきたいと思いますというふうに思います。

最初は1番の方からというふうにさせていただきたいと思います。1番の方は現住建造物等放火事件、被告人が同居していた両親の家に火をつけた事件というふうに聞いております。起訴状の公訴事実については争いがなかったということで、職務従事期間は5日とお聞きしています。よろしいでしょうか。

1番

ええ。

司会者

率直なご意見，感想をお願いします。

1番

はい。我が家は娘2人と主人がいるんですが、その3人が裁判員をぜひやってみたいとふだんから口に出すんです。法学部出身ということもありまして。私だけが嫌だ嫌だと言ってたら、その私に来てしまいました。その3人に、一番最初にいいなあ、かわってもらえないかどうか電話してみたと主人に言

われました。でも、世の中そんなもので、私も本当に知識が一番家族でもなく、とても不安だったんですけれども、やはりやってみて、今まで知らない世界を垣間のぞくことができたかなと思って、やってよかったというのが私の感想です。ありがとうございました。

司会者

それでは、続きまして2番の方にお聞きしたいと思います。2番の方が参加された事件というのは、監禁致死幫助ということで、それほど多くない内容だと思えますが、いわゆる正犯の方が被害者の方を連れ回すなどして監禁して、暴行を加えて被害者の方が死亡したと。被告人はそれを助けたということで起訴された事件だというふうにお聞きしています。それで、公訴事実については争いがないということで、職務従事期間は3日とお聞きしていますが、よろしいでしょうか。

2番

はい、そうです。

司会者

裁判員裁判に参加されてのご感想、ご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

2番

そうですね、こういう機会があればぜひ参加したいなと思ってたところだったので、内容があとは重くないことを願ってたら、いい具合にそんなに重いものでなくて、心理的にもそんなに引きずるものではなかったです。でも、審理をしてた3日間というのは、やはりこのことばかり考えてしまって、あとはそれ以降数日間は、やはりその裁判自体がどういうものだったのかなということは考える機会ができました。

司会者

どのようにお考えになりましたか。考える機会ができたというのは。

2 番

それまで、犯罪そのものが、余り身近なものに感じられなかったのがすごくあったなと。それが、その事件が起きた場所とかもそうだったんですけど、近くでこういうことがあったなんて、人も死んでたということに気づいて、それが法律で裁かれてるという何て言うんでしょう。社会の教科書でしか知り得なかった裁判みたいなものの一連の流れが、実際に経験として自分の経験として、経験ができたということです。

司会者

それでは、3 番の方にお聞きしたいと思いますが、3 番の方は傷害、監禁致死等ということで、被告人がほかの共犯者と共謀の上で、被害者の人を監禁して暴行を加えて、被害者の方が死亡したという事件で、公訴事実については争いがないというふうにお聞きしています。職務従事期間は5日というふうにお聞きしていますが、よろしいでしょうか。

3 番

はい。

司会者

裁判員裁判に参加してのご感想をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

3 番

私は、年齢が69歳ですので、もう裁判員裁判はなれない。最初は、裁判員裁判、もう自分はやれる知識もないし、もう当たらなければいいなと思ってました。でも、69だからこれで今年で終わりだからもういいやと思ってましたら、何かくじで当たったようで、びっくりしました。そして、今度また次にまたくじ引きがあったようで、またそれにも当たったと。ふだんくじにはだめな人間がこういうときには当たるのかなと。そして、いつもいつも裁判という言葉自体、非常に私から縁遠いところなので、今回こういった経

験をさせていただいて、その後ですね、裁判員裁判をやりましてから、何回かこちらに見に来ました。傍聴しに。

司会者

傍聴されたんですか。

3 番

ええ。それから、ほかのこういったところにも意見交換会というか、それも見に行ったこともありました。ですから、非常に裁判員裁判について知識というか増えまして、非常に勉強になりまして、できれば本当に教科書にはどう載ってるのかなとか、または、そういった学校の授業でこういった裁判員裁判の経験者が、社会科の授業でそういったときの30分でも話す時間が教育機関で設けてもらえれば、また生徒たちに中学の授業とか高校の授業で、そういった経験者がしゃべれば、どうせいずれは、その子供たちは裁判員裁判、長く続くかどうかわかりませんが、とりあえず続くという観点からすれば、いつそういう20歳になれば当たる可能性があるわけですから、そういった意味で、広く広めていければなど。私、身近な人に裁判員になっちゃったよと。守秘義務はあるでしょうけども、そのしゃべったらば、だれも該当者1人もいないんです。裁判員になったということだけで皆さんびっくりしてまして、そういう状態で、もう私としてもこれが最後だと思ひまして、きょうも希望ということで出席させていただいたと。

司会者

それでは、4番の方にお聞きしたいと思いますが、4番の方は、強制わいせつ致傷等ということで、被告人が路上でわいせつ行為を行ったという4件事件があって、1人についてけがを負わせたということで、職務従事期間3日ということでお聞きしてありますが、裁判員に参加してのご感想、ご意見等をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

4 番

まず、最初に裁判所からの通知をいただいたときに、私に回ってきたんだという実感がわかなかったですね。本当にその裁判員というのはやっていけるんだらうかと。人を裁判で量刑を科すということが自分でできるんだらうかというのが少し、少しというかかなり心配になりました。それで、変な話ですけど、随分本を買いあさりまして、実際のその裁判がどうなってるんだと随分あれやこれや勉強させていただきました。結局、この強制わいせつ致傷という裁判に参加させていただいたんですが、本当に私たちが考えてるといふか、一般の我々が考えている被害者の気持ちというのを本当に代弁できるのかなと。というのは、起訴事実を争うという問題ではなかったものから、弁護士さんからいろいろ加害者の方はすごく反省してますという言い方をして、ところが、その甲斐あって自分の罪を軽くしてもらおうというそういうことが見え見えだったんですね。それでも、裁判員としては凜とした態度で持てずに流されてしまった。最近何か母親が子供を虐待死させたという問題で、求刑よりも判決のほうが重かったというのがありまして、ここまで来たかなというふうに最近思いました。裁判員になってよかったんだなと今思っています。

司会者

それでは、5番の方にお聞きしたいと思いますが、5番の方が参加した事件は、住居侵入、強盗傷人等ということで、起訴状の公訴事実には、被告人が共犯者2人と共謀の上で、被害者夫婦方に侵入して強盗を行い、けがを負わせたということで、争点については共謀、そして、共謀共同正犯か幫助犯かというあたりが問題になってたというふうにお聞きしています。職務従事期間は11日ということで、かなり長い裁判だったというふうにお聞きしていますが、裁判員裁判をやられての感想というのはいかがですか。

5番

まず、裁判員制度ができたときに、ぜひやってみたいと思っていたんです

けれども、実際裁判所から通知が来たときに何か悪いことしたのかなって思ったんですけど、裁判員裁判の通知だったということで、本当にびっくりして、実際できることになったときに、11日間というのが長いのかどうか私は全くわからなくて、皆さん3日とかという方が多いので、長かったんだなと今ちょっとわかったんですけども。本当に自分の意見を言うのがすごく大変だったんですけども、なかなか言えなくて、最初黙ってしまうぐらい言えなかったんですけど、だんだん自分の意見を述べられるようになったんですけども、すごい難しかったというのが一番感想としてはありますね。

司会者

事案，事件に対してはどういったご記憶ですかね。

5 番

そうですね、殺人とかではなかったもので、重くはないかと思いますが、被害者の方がいらっしゃるので、そういう意味じゃやっぱり軽んじて言えるような事件でもなかったもので、心理的にやっぱり大変というのはありましたね。

司会者

それでは、次に6番の方にお聞きしたいと思いますが、6番の方の事件は、覚せい剤取締法違反，関税法違反ということで、起訴状の公訴事実が、被告人が営利の目的で覚せい剤を携帯して、空港で日本に持ち込もうとして発見されたということで、否認事件で、被告人の故意，共謀，営利目的などが問題になったということで、職務従事期間は6日というふうにお聞きしていますが、よろしいでしょうか。それでは、裁判員裁判を経験されてのご感想，ご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

6 番

とりあえず裁判員を経験したというところの感想については、はっきりしない言い方かもしれないけど、おもしろかったというか貴重な体験ができたなと思いました。とりあえず、会社に限って言うと、今のところ名簿に載っ

た人はいますけれども、実際裁判員になった方までいないということなので、本当にそういうところも含めても、本当に貴重な体験ができたんだというのが率直な感想です。細かい部分に入りますと、今回の被告人が外人の方ということで、通訳の方を介してのやりとりということだったので、テレビでしか見たことなかったですけれども、そういうのを想像して挑んだということから見ると、通訳が入った分ワンクッション置けたというか一呼吸できてそのやりとりを聞いたので、言葉自体難しいので全くわかんない部分もありましたけれども、ある程度冷静にというか、全体を見て評議のほうに入れたのかなというのは感想として持ってます。身の回りでもさっき言ったとおり、名簿に載った方ということまでにはいたので、自分がやって本当に貴重な経験できたんで、ぜひやったほうがいいよということでは後押しさせてもらったというのもあります。

司会者

続きまして7番の方、お聞きしたところによりますと、殺人未遂、公務執行妨害、大麻取締法違反という事件で、起訴状の公訴事實は、被告人が警察官から職務質問を受けて、警察官がすぐそばにいるのに車を急発進させたということで、殺人未遂と公務執行妨害ということで、あと大麻についても起訴されたということで、否認事件で、殺人の実行行為、あるいは殺意、大麻所持の故意などが問題となったというふうにお聞きしています。職務従事期間は9日間というふうにお聞きしていますが、よろしいでしょうか。

7番

はい。

司会者

裁判員裁判を経験されての裁判員になってのご感想、ご意見をお伺いしたいと思います。

7番

まず、率直な感想としては、やはり少しちょっと長いなというのが。それもちょっと裁判員に関しては少しやってみたいなというものがあつたので、貴重な体験というか、自分が知らなかったところで裁判員制度を知れたことがすごく自分にとってプラスになりましたし、あと、社会というかニュースに裁判員のこととかニュースになったときに、やっぱり自分が関心を持ったというか、今まで政治のことで少しちょっと疎かったところで、やっぱり今回の今後のオウムの事件とか、裁判員になるのかならないのかというところにやっぱり少し興味を持ったというか、自分にとってプラスにはなりました。

司会者

事件の報道がかなり関心を持って読まれるようになったということですね。

7 番

はい。

司会者

それでは、次に 8 番の方、お聞きしたいと思いますが、8 番の方の参加された事件は、殺人未遂等ということで、被告人が通行中の人に対して、殺意を持って果物ナイフで背中を突き刺すなどしてけがを負わせたという殺人未遂の事件というふうにお聞きしています。情状関係について事実関係に争いがあつたというふうにお聞きしております。職務従事期間は 7 日ということでよろしかったでしょうか。

8 番

はい。

司会者

それでは、裁判員を経験されてのご感想、ご意見をお伺いしたいと思います、いかがですか。

8 番

最初に選ばれたときは本当にびっくりしましたし、自分でいいのかなとか

そういう自分も出てきたんですけれども、いろんな周りからの話とかも聞いてるうちに、自分は予備知識を入れないまま裁判に向かうほうがいいのかなというふうに思って参加しました。それはやっぱり、ランダムに選ばれてますし、何か偏った意見が出ないように、自分の中の個人の意見を求められてるんだなと思って、すごい無知なんですけども、裁判が終わった後はニュースで見たりだとか、裁判員のこととかが話に出たりするときには、やっぱり自分の中で貴重な体験をしたんだなというふうに感じました。以上です。

司会者

それでは、お一人ずつ裁判員裁判に参加しての感想、ご意見をお伺いしました。

それでは、用意させていただいてますが、一番最初のテーマ、裁判員裁判の審理についてというテーマについて入りたいと思います。

審理といっても、大部分を占めてるのが証拠調べということで、まず、裁判員経験者の方に、証拠調べについて率直なご感想を伺いたいというふうに思ってます。証拠調べというのは、最初に検察官がいわゆるプレゼンのような形で証拠によって証明しようとする事実を述べて、その後弁護人のほうも同じように証拠によって証明しようとする事実を述べます。その後証拠書類の取調べということで多分書類の朗読をやりまして、その後証人とか被告人から話を聞いたりしました。そういう証拠調べ一般についてまず最初にお聞きしたいと思います。証拠調べはわかりやすかったですか。それとも、わかりにくい点がありましたか。わかりにくいという場合、どういう点がわかりにくかったですかというあたりについてを、まず最初にお聞きしたいと思えます。どこの段階でも結構です。どなたからでも結構ですが、いかがですか。

8番の方、いかがですか。証拠調べ一般についてですね。どの段階でも結構ですが、わかりやすかった、こういう点がわかりにくかったとか、そのあたりの率直なご意見を聞かせてください。

8 番

ほかの事件や事例を見てるわけではないので，自分が受けた証拠調べの状況がどうだというのは正直判断しかねる。こういうものなのかなというふうにとらえるしかなかったんですけど，特にわかりづらくてすんなり入ってこなかったなというところは感じませんでした。

司会者

証拠書類の調べも，証人とか被告人質問もありましたですね。

8 番

はい。

司会者

特にわかりにくいというような印象はなかったですか。

8 番

そうですね。結構細かいところまで，時間が何時何分だとか，場所がどこだとかそういう部分まで出てくるとはわかってはいたんですけど，並べられて言われると，ちょっと面倒くさいなというか，そういうところが気になってくるものなんだなというふうには感じましたけど，いいか悪いかというのはちょっと。

司会者

特に8番の方としては，わかりにくいとは思ったことはないということですかね。

8 番

はい。

司会者

率直にご意見を伺いたいと思いますが，7番の方がですか。

7 番

今回，車だとか交通，道路の上で事故が起きたもので，図面を使ってやっ

たりとか，その当時の道路の状況だとか，そういうのが紙に1枚1枚配られていたので，そういう面ではすごくわかりやすかったというか，理解に困ることは余りなかったです。

司会者

多分，7番の方の事件は証人尋問とかたくさん何人が聞かれましたですね。そのときにやっぱり，一人一人に図面を配ってもらったと。

7番

車の専門家の方が何度も自分の見解を述べてらっしゃって，その都度紙が配られるのですごくわかりやすかったです。

司会者

図面を配られたんで，わかりやすく聞かれたということによろしいでしょうか。

7番

はい。

司会者

6番の方はいかがですか。同じ質問ですが。

6番

一つは覚せい剤を扱った件だったので，物的証拠については，隠し持って持ち込もうとしたかばんというのが証拠として出てきたんですけれども，それに関しては非常にわかりやすいというか，一応評議にもつながりやすいものであったとは思いますが。ただ，そのほかの証拠として提示というか使われたのが，メールとかチャットのやりとりが出てきて，私たちの手元に資料としていただいたのが日本語に訳されていたものだったんですけれども，実際の英文のやりとりだと，本当にこういう解釈でいいのかなという疑問があったのは正直なところですよ。

司会者

メールとかチャットなんかは、法廷では朗読されたんですか。

6 番

紙でもいただきました。

司会者

朗読するとともに、紙で裁判員一人一人に。

6 番

はい。その後の評議のときにもそれを持ちながら、時系列じゃないですけど、何日の何時にこういうやりとりをして、その後に被告人がこういう動きをしてとかという、そういう確認をしながらの評議だったので、非常にそのメールなりチャットなりのやりとりにも重きを置いて評議したのも事実なんで、ちょっとその辺が本当に英文の訳が正しかったのかなという疑問が残ったというのが正直なところです。

司会者

英文の訳ですね。

6 番

で、通訳の仕方で受け取り方がまた変わったんじゃないかなというのも、ちょっと自分の中では残りつつの評議というのが本当に正直なところでした。

司会者

それでは、5 番の方がいかがですか。同じ質問ですが。

5 番

正直、わかりにくいというのがありましたね。

司会者

どういう点ですかね。

5 番

まず、時系列が細かい部分で、なかなか書面で見てもわかりづらいということは。

司会者

それは、11日間。証人もたくさん呼ばれた事件だと思いますが、事案自体がかなり複雑だったということですか。

5番

そうですね、割とどう思っていたかというのが争点になっていたので、被告人が。そういう意味で、なかなか初めてそこで会った人にどう思っていたかというのを知るといのは、なかなか難しいなというのがありましたね。

司会者

証人尋問とか証拠書類も調べられたと思いましたが。

5番

わかりづらいとか私のほうにも問題があるんですけども、そうですね。多分、みんなはちゃんとわかっていたので、私の問題かなといのはちょっとあれなのかなと思います。

司会者

やっぱりかなり事案が複雑だったということもあるんですね。

5番

そうですね。

司会者

それでは、4番の方。同じ質問ですが、いかがですか。証拠調べについて意見と感想というかですね。

4番

私の場合は、現行犯逮捕によるものだったので、一番証拠調べであっと思ったのは、防犯カメラの映像ですね。防犯カメラの映像が、本人が写っていたので、こんな証拠を突きつけられたらどうにもならないなと思うようなあれで、証拠全般についても全然わかりにくいという点はなかったですね。

司会者

それでは、3番の方がいかがですか。同じ質問ですが。

3番

私の扱った犯罪についてはグループなんです。ですから、グループで先ほどなたから時系列のその表なんですけれども、お名前がこのときはだれとだれがタクシーに乗ったとか、この病院がだれとだれが行ったと名前で書いてあるんです。そうしますと、その六、七人のグループでだれが、Aさんがどれだけ関与したか、Bさんがどれだけ関与したかというのが、時系列が文章で書いてあると非常にわかりにくいと思ってる。時系列で名前だけでなく、その隣に右側に、A 3にさせていただいて、それぞれAさん何々さん、ここここに関係してると、Bさんはここここに関係してる、被告人はここだと言うと、この人はここからスタートしたんだと。そういったいわゆるグループの中でどれだけ関与したのかがあるとわかりやすいと思うんですよ。

名前で書いてあると、この人はどこから出発なのか、ここから事件に参加したのかですね、今度状況というか刑をあれするまでも、結局バランスというか、後の話にもつながると思うんですけども、結局ほかの人ともどういった位置にいるのかというのがどうしてもつかまなくちゃいけないんで、できればその時系列の隣に同一の名前を横につけて、この人はここと、この人は1回しかこの事件では関与してない。この人は丸が付いてて随分関与してるなとか、特に被告人の場合は、ここここ。ああ、ここからこの人はスタートしたんだと、それまではどうだったんだろうとかですね。いわゆるすべての事件、ある程度ここからはこの人は参加してないけど、じゃ、一体どんなこと普段はしてる、その間は何をしてたんだとか、いろいろな質問もしやすいと思うんです。

そのときに、それと同時に、一番最初に裁判長さんがメモしなくていいと。メモしなくても大丈夫だと。いろいろな資料をいただけるだろうと思って、初めにちょっとメモを怠ったところがありましたけど、できればやはりメモをですね、取れるように先ほどの今の時系列の横に、氏名と丸と同時に、隣

にその時系列に横側に摘要欄みたいなのがあると、一々違ったところでメモするとき、何時のときにこの事件があってこの人はなんて話があったときに、あっ、ここへメモすれば。しかし、メモを一々書ける冊子がない。ですから、A3にさせていただいて、このときにはこの人がこんなこと言ったとか、この人はこうだったとかって、すぐそこにメモに書きやすくしていただければなど。

司会者

2番の方はいかがですか。証拠調べ一般について、わかりにくい点がなかったかというあたりはいかがですか。

2番

私が関与した事件に関しては、いろいろな場所の移動であったりとか、共犯者等の関係性とかがどこで知り合っていて、どの段階でそういう依頼を受けてとか、そういうやっぱり時系列が大事で、やっぱり文章が一律化していると、先ほど皆様がおっしゃってるように、行ったり来たり、戻ってきてしまったりとか、今どこの話をしてるのかわからなくなってきたので、もうちょっと読みながら自分でこう時間軸上の表で、作りながら話をまとめて、それは多分個人個人がやってたと思うんですよね。

今お話聞くと、そういうのはあると便利だなと思いつつも、そういうのがあると、逆に流しちゃうかなというところがあって、自分の中で作りながらあれ、じゃ、こことここと言っているところに矛盾がないとか、どうしてここで急に凶器を渡せるような関係にあるんだろうとかいうものが若干疑問点になって、じゃ、それを審理のときに質問してみましようという、逆にそこがわかんなければ質問してみましよう。もしくは、ほかに裁判官の方がその当時調書を調べてきてて、それ載ってますということで、こういうことで質問にその場で答えてくれたりとか、そういう何て言うんでしょうか、わかんないところを検証しながら読んでいくという意味では、先ほどのわかりやすい

ものである必要はなかったのかなと今，やや思いました。

司会者

そこはわかりやすさという点ではわかりやすかったですか。

2 番

文字だけではわかりにくかったので，そこは時間軸上にみんなでホワイトボードに直していく。

司会者

時系列に直していったということですか。

2 番

はい。

司会者

1 番の方がいかがですか。証拠調べ一般についてですが。

1 番

私は，本当に単純な，被告が両親の家に火をつけちゃったと。そこに夫がすぐに駆けつけて，3カ所に火をつけたんですがすぐ消火しておりました。だから，燃焼面積も0.015平方メートルほどのものですし，それに関しても実際燃やす実験もしてて，それも全部見せていただいたので，私の事件の場合は割と単純で，その時系列がということではなく，わかりやすかったと思います。

司会者

わかりにくいところはなかったですか。

1 番

実際にもっと燃えちゃったんじゃないのかって思うんです。ですけど，皆さんもおっしゃってましたけど，でも，警察の方が実験してると，ああこれしか。でも，このときの気象，いろいろ湿度とかいろいろ関係あると思うんですけども，でも，燃焼範囲は0.015平方メートルで非常に少ない

んです。3カ所つけた割には。でも、もし間違えて夫が来なかったら燃焼してただろうという見解なんですけど、たまたま実の母親が夫を呼びに行っていて、夫が駆けつけたので、次々と消火してるんで、そういう意味ではそんなに複雑ではなかったので、証拠はわかりやすかったです。

司会者

それでは、やはり立証活動をされてる検察官、弁護人のサイドとしては、裁判員がこの立証についてはどう思ってるか、どう感じてるかというのは非常に関心が深いところではないかなというふうに推測されますので、まず検察官、弁護士の方からいろいろご質問していただきたいと思いますが、弁護士からお願いします。

木田弁護士

アンケート調査ですね、検察官の冒頭陳述とか論告に比べると、弁護人の冒陳とか弁論がわかりにくいというようなアンケート結果もあるらしいんですが、皆様方が聞いてらして、弁護人の意見というのがわかりにくいと思ったことがあるかどうか、それはもしあるとすればですが、どういう理由なのかなというふうにお考えになったかどうか、あればちょっとお聞きしたいんですが。

司会者

これは、全員にお聞きするということですね。

木田弁護士

はい。

司会者

いかがですか。今度は、検察官と弁護人と分けていただいて、弁護人のいわゆる最初に述べる冒頭陳述ですね。証拠により証明しようとする事実の書面。それから弁論もですか。そういう書面についてどうだったかと。わかりにくい点があったかどうかですかね。どなたからでも結構です。いかがですか。

弁護人の活動をちょっと思い出していただいて、どうぞ4番の方。

4番

私の場合は、起訴事実を争っていないので、弁護人の方は最初から情状酌量を求めてきていたので、よくわかるというかわかりやすいというか、弁護人の方はこう言うだろうなというのをそのとおり出てきてますので、とってもわかりやすかったです。

木田弁護士

それは、例えば余り通らないなというような印象はなかったですか。弁護人はそう言ってるかもしれないけど、余り裁判員では響かないなとか、そういうような印象はありますか。

4番

当然こう言うだろうと思って、私でもそうするだろうなというような発言をされてましたので、弁護人はこう言うだろうなって、本当そのとおりだと思ってしまいました。

司会者

2番の方いかがですか。

2番

私のやつも争わなかったもので、そういう意味では伝わりにくいということはないんですけども、何て言うんでしょうか、気持ちとして、被告人がこう言ってますということで、弁護には余りなっていない感じではありました。争わないし、全面的に反省しておりますということだけでしたので、特に弁護士さんがおっしゃった言葉とかも専門用語とかもとにかく本当に単純なものでした。

司会者

1番の方どうぞ。

1番

私も弁護人の方はとてもわかりやすく、今言うべきじゃないでしょうけど、求刑のときに非常に驚いて。素人考えだところだとみんな思ってたんですけど、弁護人としてはそうではないという。だから、いろんなことを考えてらして、求刑の評議の前に、弁護側がA4のかなり10枚くらいあったと思うんですけども、こう考えていて被告人はどうのというのをいただいたんですけど、悲しいかなそれはすごく読みたかったんですけど、持って帰ってはいけないんですね、家に。読む暇がないんです。本当に読みたくて、その合間合間に読み始めるんですが、結構こんなに力作をしてくださってるのに、持って帰っていいですかとお聞きしたんですけども、それはもちろんだめなんですね。だから、もったいなかったですね。あれ読みたかったです。だから、一生懸命やってらっしゃるんだと思います。

司会者

法廷で述べるときは、口頭での説明のときはわかりやすかったですか。

1 番

はい、それはとても。でも、本当にいろんな手法があるんだなというのはとても感心しましたし、とてもわかりやすかったです。

司会者

検察官いかがですか、ご質問。

川原検察官

ちょっと2番と3番の方に確認ですが、先ほどのお二人がお話しになった時系列、特に3番の方はA4とおっしゃってましたですね。紙の大きさが。その冒頭陳述、検察官が一番最初にこの事件はどういう事件が起きて、要はプレゼンをするときにお配りした資料と別の時系列が、要するに内容的には一緒かもしれませんが、時系列だけの資料がその証拠調べのお手元にあったというんですか。

3 番

そうです。一番最初にいわゆるこの件はということで、こういったメンバーですよ。そして、こういう人ですよ。Aグループ、Bグループでこういうふうになってますというんで、いわゆるそれぞれのグループ別に書いてある表があって、それともう一つは今のですね。何日の何時にバスに乗ったとか、何時にお医者へ連れていったとか、そういう事件の関連の毎日毎日の表の時間ごとに書いてあるんです。そのときに、どこへ行ったとか、何とかかんと書いてて、それはだれとだれが乗っていったよと。その刺したのはだれとだれがここにいたよと。そういうことでずっと書いてあるんです。

川原検察官

時系列だけが取り出したものが。

3番

そうです、はい。

川原検察官

冒頭陳述とは別に、ここの時系列の報告書を弁護人と同意であれば作って、多分添付の時系列でわかりやすくということですかね。

3番

そうです。

川原検察官

そういったことを前提に、何人かの方に伺っていると、比較的複雑な事件、すなわち、証拠調べ、実際の証拠に入ると、いろんな情報が出てくる事件、そういう方を中心に、その前に検察官がまさに冒頭陳述として事件のアウトラインをご説明しますが、その検察官の冒頭陳述がわかりやすい、わかりにくいという中で、最初に検察官の立場で裁判員に説明する情報の量といいですか、要するに事件をその後証拠調べで理解する上で、最初の冒頭陳述の内容、情報の量が適切であった、あるいは足りない、もっと最初に説明してくれればというふうな、あるいは逆に、最初にそんなこと急に言われてもわか

るか。最初はもうちょっと簡単で、そのうちおいおいわかってきたなといういろんなお考えが生じる。冒頭陳述のボリュームとといいますか、情報量という関係で、ご意見をお伺いできますか。

司会者

最初に検察官が証拠によってこういう事実を立証したいというふうに述べると思うんですけど、その情報量ですね。多いか少ないか、わかりやすさという点につながると思うんですけど、情報量がどうかというあたり、どなたからでも結構です。いかがですか。7番の方は結構複雑な事件でしたね。

7番

弁護人と検察官の方の論点が全く違ったものだったので、裁判長の方から、これはあくまでも両方の見解だというふうに、だからそれを重視しちゃいけないというか、余り深く考えないでということをもっておっしゃってたので、結構冒頭陳述としてはちょっと長かったというか、主張の部分。結論を端的にとといいますか、ちょっと。ボリュームとしてはちょっと多かったんじゃないかなと思っても、争いがあった分、それはしょうがないことなのかなとは思いました。

司会者

かなり情報が多く入ってて。

7番

そうですね。

司会者

もう少しさっき言われたアウトラインを出すような形のほうがわかりやすかったんじゃないかというそういうご意見ですかね。

7番

はい。

司会者

ほかの方はいかがですか。検察官のいわゆる冒頭陳述ですね。2番の方がいかがですか。

2番

私のやつは争わなかったという意味もあって、冒頭陳述の部分ではすごくまとまってて、完璧なものだったと。

司会者

よろしいですか。ほかに何か検察官、弁護士の方で何かありますか。

木田弁護士

公判で証拠が出てくるわけですけど、法廷に。もっとほかの証拠が見たいなとか、こういう証拠をもう少し出してくれればいいのにとか、何かそういうような印象というものはありませんでしたか。

司会者

もっとこういう証拠が見たかったとか、ちょっとこのあたりがもうちょっとあったら、もう少し議論が深まったとか、そういうあたりでも結構です。いかがですか。あるいは、さらに付言して、この証拠調べに時間がかかり過ぎるというようなところでも結構ですが、今の弁護士の質問と逆にですね。この証拠を見たかったということでも結構ですし、あるいはこれはちょっと時間がかかり過ぎてるんじゃないかとかいうあたりでも結構です。証拠調べ一般について、どなたからでも結構ですがいかがですか。6番の方がいかがですか。

6番

物的証拠に関してはさっきも言ったとおり、隠してたかばんの形状なり何なりというところだったので、自分は別にひっかからずにすんなり行けたんですけれども、やっぱり本当に英語の訳ですね。とりあえずさっきも言った日本語に訳されたものが資料という形で渡されたんですけれども、その文のやりとりを見るんだけれども、自分の国語能力の不足もあるのかもしれない

んですけど、会話として成り立ってないような訳され方をしている部分もあるんですね。でも、そこが実は営利目的を被告人が理解してた、してなかったかというその被告人の気持ちの判断材料部分になる部分でもあったりというところもあったんで、その辺に関しては、さっきも言ったことになるんですけども、ちょっといまいちすっきりいかなかった部分というのはあります。

司会者

ほかの方はいかがですか。それでは、今度裁判官からちょっと質問ですね。お聞きしたいと思いますですが、村山裁判官、いかがですか。

村山裁判官

ちょっとまだ大分緊張されてるかと思いますが、法廷で一生懸命こう証拠調べをごらんいただいて、評議室に戻ってきますよね。その評議室に戻ってきたときに、皆さんの中で今やってた証拠調べてどういうことだったですかねというような話をしたことありましたかね。特に職務従事期間が長かった5番の方とか7番の方で、やはり証拠調べの日が何日も続いたと思うんですね。そういった中で、その証拠調べが1つ終わって部屋に戻ってきたときに、今やった証拠調べというのは、何の証拠でどういう意味があるのかというのがいま一つみんなと話さないとかんないというような状況はなかったですか。

5番

そのときにはなかった。

村山裁判官

検察官が証拠の内容を読み上げたときもなかったですか。

5番

そうですね、特にはなかったです。

村山裁判官

情報量として、どの程度だというのがあるんですけど、検察官が読み上げて証拠調べで知った情報というのは、部屋に戻ってきたときにみんな共通の理解でしたかね。

7 番

少し記憶がちょっとあいまいなんですけども、証拠として出していいですかという争いが途中であったような気がしたので、そのどのところを言ってるのかちょっと公判中にもちょっとわからなくなったりとかはありました。報告書がちょっと多くて、どれがどの証拠で、どれがどのものとか、大麻が発見されたところがあったので、どこに入っていたのかが両者とも食い違っていたので、どれが本当に証拠なのかとかがちょっとわかりづらかったです。

司会者

例えば、評議室に戻って、あのときのあの証拠調べはどういうふうな意味があったとか、どういう目的があったとか、そのあたりについて後でみんなで話し合ったとかいうのはないですか。

4 番

いえ、特には。

司会者

3 番の方ないですか。

3 番

はい。

司会者

ちょっと1点だけ私のほうから。証拠調べていって普通、大体証拠書類を朗読してますよね。あと、証人尋問というあるいは被告人質問で、直接法廷で証人とか被告人が話したりする。そのあたりの双方比べてですね、例えば評議の際の印象とかそのあたりはどんな感じですか。証拠書類の調べと証人尋問と被告人質問の調べと。どちらがわかりやすいとか、特にありません

か。1番の方はいかがですか。

1番

本当に単純な事件で、被告は若いころ、10代のころに一回精神病院に入れられてるんですね。明らかに私から見ても、やはり障害者なんですけれども、証拠は十分に責任を負えるというふうな方向にどんどん行ってしまって、結局そうなっちゃったんですけど。

司会者

証拠書類を読み上げて調べた後に、ちょっと余りあの証拠どうだったかなというようなことを思うことって余りなかったですか。

7番

その車の中に、どこに何があったかというのが結構評議中では問題になったので、表にするだけではちょっとわかりづらかったかな。

司会者

それでは、続きまして第2のテーマに入りたいと思いますが、皆様方、審理が終わった後、判決宣告に向けて、裁判員、裁判官と評議に入ります。この評議についてご経験されて、どのような感想を持たれたかということをお聞きしたいと思います。例えば、雰囲気はどうだったとか、自分の意見を十分言えたとかこういうような進行だったらもっといいじゃないかとかいうことでも、何でも結構です。評議につきまして、率直な感想をお聞きしたいと思います。それでは、4番の方はいかがですか。

4番

かなりやっぱり6人の意見に開きが、自由に皆さん言ったもんですから意見に開きがあって、これが裁判員ということなんだなと思うような。私は明るい雰囲気の中で、かなり自由な発言を皆さんやってたので、私は評議は随分いいものだなと思いました。

司会者

非常に充実したものだだったと。

4 番

はい。

司会者

4 番の方も意見を十分言えましたか。

4 番

十分、私は言えたと思っています。はい。

司会者

3 番の方、いかがですか。

3 番

評議につきましては、4 番の方と一緒に、大変グループのメンバー、私たちの6人のメンバーは恵まれて、いろいろな方がいらっしゃって、いろんな意見が出まして、そして、こういう考え方、こういう意見もあるんだなということで、しかもいろいろなことでスムーズに行けたと思います。人の意見が十分に反映されたと思います。やはり、量刑なら量刑する場合でもですね、やはり裁判官の方と私たち一般市民の考え方とのずれというか、その辺がちょっと垣間見えたなという気がします。細かいことは守秘義務なので、現に関係することもあるかと思うんですけども、やはり新聞に出てましたけれども、量刑の幅が広がったとか山が少し後ろになったとか、確かにそういう気がします。

司会者

ただ、評議については、3 番の方も十分意見を言えたというふうにお聞きしていいですか。

3 番

はい、もう本当に反映していただきました。

司会者

2 番の方はいかがですか。

2 番

そうですね。私がやっぱりその評議では、番号じゃなくて名前呼びましようという形でやって、非常に和やかな感じで評議していました。裁判長の方もすごくよく聞いてくれるというか、その話も引き出しというふうなくて、皆さん本当に真剣にその内容に取り組むというか、その意見をすくってくれたと思います。

司会者

2 番の方も十分意見は言えたということなんですかね。

2 番

はい。

司会者

それでは、1 番の方はいかがですか。

1 番

私のグループも、女性が私を含めて2人いたんですけども、違う意見でも、ちゃんともう1人の女性が私はそうではないということを最後まで主張してらしたし、あと、やっぱり裁判長も、皆さんと同調してそうだなっておっしゃらなくていいんで、ちゃんご自分の意見をというので、最後のお一人が納得するまでみんなで話し合うことができてよかったなと思います。

司会者

1 番の方も自分の意見は十分言えましたですか。

1 番

はい、私いつでも端っこで、いつでも私からなので。そして私も裁判長に、「パス」とか1回目は。というのは、考える時間もなくて、裁判長がやはり次からは反対側とか、やはり一番最初にまだ考えがまとまってない、でも、それから真ん中からとか。本当に感心したのは、やっぱり裁判員でやって

いる意味がないから，自分の意見は最後まで言いますという男性がいらしたんですけれども，私たちもみんなですっと納得するまで話ししました。

司会者

1 番の方も自分の意見は言えましたか。

1 番

はい。それで，裁判長も，どう思われますって，その方の意見についてどう思われますって振られるので，ちゃんと。大体女性は補充員の方がお二人いて，女性 4 人，男性 4 人だったんですが，女性のほうが大体辛くて，皆さん男性は甘いとか言って結構意見を言いました。

司会者

それでは，8 番の方，同じ質問ですがいかがですか。

8 番

雰囲気はとても穏やかに思えたんですが，それがいいかどうかわからないんですけれども，話し合いについては，すごく皆さん活発に意見が出たと思うんです。ランダムに選ばれてるのかどうかわからないんですけど，やっぱり男女のバランスが僕るときは女性のほうが多くて，男性が 3 人で女性が 5 人か 6 人いらっしゃって，やっぱり最初のほうは，男性のほうはなかなか意見が言えなくて，女性のほうが活発に意見が出されていて，そのバランスが結局はよかったのかなと僕自身は感じたんですけども。あと年齢の差とかもありまして，それも随分関係してくるんだろうなというふうに感じました。評議では皆様の個人的な意見たくさん出されるんですけども，それも年齢がばらばらだったおかげで，いろんな角度から意見が出て，よかったんじゃないかなと思ってます。

司会者

十分，議論し尽くしたという感じですか。

8 番

そうですね，時間が足りない日もありましたけど，やっぱり裁判官，裁判長たちがうまく回して下さって，争点とか議論に集中できるようにしてくださいました。

司会者

8番の方も十分意見が言えたということですね。

8番

はい，そうですね。

司会者

7番の方，同じ質問ですがいかがですか。

7番

やっぱり評議以外でも裁判官の方とかが話しやすくして下さったおかげで，自分の意見が言えるような雰囲気だったというか，その点ではすごく言やすかったので，やっぱり最初はすごい評議というとすごいかたいイメージを想像してたので，そこでは本当にやりやすいと思いました。

司会者

十分意見は言えましたですか。

7番

はい。

司会者

6番の方に同じ質問ですがいかがですか。

6番

はい。評議については十分意見を述べられましたし，ほかの方も意見を述べられてたと思います。というのも，裁判官の方で一番若い方が，我々本当にそういうものに関しては，もう本当に素人なんですけれども，ある程度目線を合わせてくれたというんじゃないんですけれども，1人の裁判員の方がテレビドラマでという話から一気に堰を分けてくれたというか，そこから一

気にみんなが話を出すようになったというのが僕たちの雰囲気だったんですね。その空気に合わせてくれた裁判官の方がいて、そこからいろんな方向に話が広がってってというような形で、比較的自分はそうだったんですけども、話しやすい雰囲気では進められたと思います。

司会者

5番の方がいかがですか。

5番

歳が近いこともあって、皆さん。やっぱりいい雰囲気、和やかというか意見も活発に出たというのもありますけれども、非常に円滑に進んだなという印象が私にはありますね。やっぱりわからないことなんかも、残って裁判官の方に尋ねたりする方もいましたし、私が聞いてもやっぱり丁寧に答えてくださるので、評議自体がわかりづらいということは別になかったですし、十分な意見を皆さん出していたので、よかったなと思います。

司会者

5番の方も十分意見を言えたと思ってますか。

5番

そうですね、はい。

司会者

それでは、評議に関して進行でも結構ですが、進め方とかですね。何かこういうふうにしたらもっとよかったんじゃないかというようなあたりはありますか。特にありませんか、評議に関して。3番の方。

3番

評議というのは、できれば私たちのときは、1つのずっともう何ですか、裁判所なり裁判官さんなり弁護士さんなり検察官さんじゃないけど、話し合っただけで一応はこういったストーリーというか、それで私たちの場合短い期間で終わったんですけども、すうっと終わっちゃったという感じですね、で

できれば審理と評議の間に2時間、時間持たせていただいて、そして、裁判員だけで話し合える、裁判官の人は部屋から出てもらって、私たちだけで話し合える時間というか、そういうのがあるといいかなと。そうすると、そこでいろいろな疑問点とか、いろいろなことも自由に聞けるし、また、お互いにこういう点はこうだったとか、こういう点はこうだとかということも復習みたいなことができますし。先ほどもどなたか言われましたけど、結局予習、復習ができないんですね。もういつもルールがばあっとあって、今日はこれをやって何分休憩、また今度はこれまでって。結局、自分で何があったかというのが非常に時間的余裕がそういう意味のですね。ですから、家へ持って帰って毎日毎日、今日はこういうことがあったなというような時間がないんですよね、結局。時間がないというかあるんですけども、全部書類を置いてかなくちゃいけない。先ほどの方も言っていたように。ですから、その辺は、ぜひうまく具合に途中で時間を作るとか、または家へ持って帰ってもいいとか、何かしていただければ、予習復習の時間がぜひ欲しいなど。何か次から次に与えられて、同じルールでぴゅうっと行っちゃったという感じで、ですから、余りいろいろなこの点はこうだと言われても、何か別に問題点は何もなくスムーズに行っちゃったなという感じがありました。

司会者

わかりました。今おっしゃったのは、ちょっと時間を置いて、証拠調べについてちょっと自分一人一人整理する時間を設けたらよかったという、今そういうご意見ですかね。ほかの方はそういう意見、そういうふうな進め方とかですね。そのあたり何かありませんか。

6番

確かに、その資料を持って帰ったりするのができなかったんですけど、例えば休憩を置きましょうという間も、あと裁判員同士の会話の中がやっぱり資料片手にというのもあったんですよ。もう本当に雰囲気一つだと思うんで

すけれど。確かに家に持って帰ってという気持ちも最初はあったんですね。次の日、特に最初のほうって緊張もしてたし、頭に入らないで初日が終わって2日目というような雰囲気もあったんで、そういうところを考えると、やっぱり家に持ち帰ってやっぱり自分なりにというのもわかるはわかるんですけども、内容も内容ですし、ほかの裁判員の方も同じ条件でやってるんで、そこはちょっと3番の意見をつぶすような言い方になって申しわけないんですけど、逆に休憩時間を含めて、周りの人と確認じゃないですけども、そういう時間を設けられたんで、そこは雰囲気一つでどうにでもなるのかなというのは聞いてて感じましたね。

司会者

それでは、今度検察官、弁護士、裁判官からご質問していただきたいと思いますが、いかがですか。

村山裁判官

1点ほど。3番の方のご意見って非常に私は大事だと思いました。その裁判所が作ってる計画が、その予定というやつが、やっぱり裁判員の方を1つのルールに乗せてどんどん発車してるという、そういう感じは内々そういうのはあるんだろうと思うんです。ただ、実際乗せられる方にとっては全くわけわからないところに乗せられてるといことなもんですから、そういう場合に、じゃ、どういうことをしたらいいのかなというのをこれから考えていかなきゃいけないなという感じが非常に強くしたんですけども。

それとの関連で、私の部は、昼御飯のときに、裁判官がわざわざ部屋にいる日と部屋にいない日を作っているんですね。それから、休憩の時間帯に裁判官が席を外すというときと外さないときとあるんですけど、裁判官が全然いないときにどういう話をされてるかというのが全然わからないんですけど、多分そこで一定の関係の変化が起きてるんじゃないかというふうに推測します。その経験をされた方にとって、そういう時間というのがどんなふうに

使われてて、メリットがあるかないかというのをお話しただけならばというのが一つ。それから、もう一つは、評議をやっていて、きょうの評議はえらい疲れたなど、そう思ったときというのはどんな評議だったかというのを教えていただければというふうに思います。

司会者

わかりました。まず、2つ質問があったんですけど、最初に3番の方のご指摘のところに関係するんですけど、裁判官がいない時間帯ですかね。それを設けてる部と設けてない部があるかなという感じがするんですけど、そのあたりちょっと裁判官外して、裁判員だけでちょっといろいろ話す機会というのを、休憩時間でもいいんですけど、そういうのを設けたほうがいいのかどうかというあたりですね。実際、そういう時間があつたときのメリットとかいうあたりはいかがですか。

4番

私が担当したときは、休憩時間ですか。休憩時間の中でも裁判員の人たちで自由に意見を出し合って、これおかしいよねとか、こんな事件もあるんだなという話をしてましたからね。てんでばらばらではなくて全員が集まって、これどうなんだろう、これどうなんだろうって。実際これは量刑どれぐらいなんだろうねと話をする。裁判官来る前とか途中の休憩時間等で話していましたけど、それでいいだろうなと思ってやりましたけど、それは。

村山裁判官

朝なんかどうですかね。朝は結構裁判員の方は早くお見えになつてる場合が多いんですけど、朝、裁判官が評議室に行くまでの間に、やっぱり前の日こんなあつたねとかいう話はされてるんですか。

4番

はい。

司会者

2つ目の質問もありましたが、疲れたなというふうに思う評議というのはどんな評議か。

4番

特に、別にね。

司会者

毎日かなり皆さん真剣に議論されてるんで、お疲れにはなってると思うんですけど、特には差はないですか。特に疲れたなと思うときとそうでないときでは余り。

4番

短かったですね、私は。

村山裁判官

特に評議に複数日を要した事件ですね。そういう経験のある方に伺えればと思うんですけども。

司会者

5番の方とか7番の方はいかがですか。気になった点は。特に評議の日で、日によって差はありましたですかね。評議の疲れた日とそうでなかった日とか。

7番

すべての日にちが結構フルだったというか、結構脳をフル回転させてたというか、そういうイメージがあったんで、いや、でもやっぱり量刑の決める際ですね。そのときにやっぱり意見をちょっと違う、食い違っていたりするし、やっぱり判例を用意されたりするんですけど、やっぱり一般市民という感覚が全くわからないので、そういった上ではやっぱり人の人生を決めるんじゃないですけど、そういう精神的な部分もあるので、そのときには疲れたというか気が重いというか、そういう部分はありましたね。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

お昼で終わったこともあったので、そういう意味では一日拘束されないんだなというのもあったんですけども、日によって差ということは特にないですけど、まあとにかく大変だったんで。

村山裁判官

途中一日でも午前中だけで終わった日とかがあると、やっぱり一息つけるというふうな感じが。

5 番

はい、リフレッシュになりますね。そういう日があるって知らなかったので、もう拘束されるものだと思っていたので。

1 番

私の場合は5日間で、皆さんその裁判員休暇というのがあるらしくて、それをとって、一日裁判長があしたはもう何もなくなりましたとおっしゃったときに大ブーイングでした。あっ、これで会社に行けると思ったんじゃなく、どの面下げて会社に行くのと。逆に、私はお休みなのでと思ったんですけど、3人ぐらいの方がもう引継ぎをしてるので、今さらのこのこ私が会社に行っても、だから会社に行ったほうがいいのか行かないほうがいいのかと裁判長に聞いたりして。

村山裁判官

進行が早かったので、最後の一日はやらずに終わったということですかね。

1 番

そうなんです。そしてお休みですって。それはだれの都合ですかとか言う人が出て、逆に。

司会者

私も同じことを裁判員の方から言われたことあるんですけど。ただ、あら

かじめ決まってる場合は、間に一日休むというのが決まってる場合はいいんでしょうけど、途中の進行によってこれ明日ない日にしましょうというのは、余りありがたくない。裁判員にとってはもう予定が決まってるんですね。

1 番

だから、私はああよかったと思ったんですけど、3人ぐらいの方はもうどうやって時間をつぶすのと言って、本当に困ってるということでした。

司会者

それでは、次に検察官と弁護士から評議の関係ですね。ご質問していただきたいと思います。

川原検察官

評議のほうでは、特に私のほうからはありません。

司会者

よろしいですか。弁護士からどうぞ。

木田弁護士

特に5番から8番の方、事実を争ってということもあるみたいなので、その事実を争う事実に関する評議と、量刑に関する評議の違いというか、ざっくばらんに言えばこっちのほうがとっつきやすいなとかわかりやすいなとか、こっちはちょっと難しいなとかいうご感想があれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思うんですけど。

司会者

8番の方からいかがですか。

木田弁護士

事実認定とその量刑のところになりますよね。その2点。自分としてはこういう議論はしやすいなとか意見を出しやすいなとか、これは意見を自分で作るの難しいなとか。

8 番

事実認定も量刑も両方とも出しにくいなという感はないんですけども、さっきの疲れた疲れない話じゃないですけども、やっぱり一番エネルギーが使うところで、意見を考えるのに時間を要するといいますか、考えてる時間が欲しいなというような、ほかの人の意見も聞きたいですし、自分の意見も考えないといけないので、その分時間が足りないなと思いながらやったという傾向があります。

司会者

事実認定に関しても量刑に関してもということですね。

8 番

そうですね、はい。

司会者

もう少し時間が、じっくり考える時間がもう少し欲しかったですか。

8 番

そうですね、はい。

司会者

7 番の方はさっきちょっと量刑、最終結論を決めるのが難しかったというふうに言われましたですかね。

7 番

はい。

司会者

それに関して何かありますか。量刑と事実認定の評議。

7 番

事実認定は、やっぱり自分の仮説というかこうなんじゃないかという意見を皆さん出し合ったので、そういう部分では結構進んだんですけど、やはり量刑というか情状酌量の余地があるかどうかみたいなそういうところで、やっぱり食い違うというか、やっぱりこの人の酌めるだろう酌めないだろう

かというところで、やっぱり時間が必要だったかという点では、時間配分と
いうか妥当だったと思います。

司会者

6番の方がいかがですか。同じ質問ですが、量刑評議と事実認定とを比べて。

6番

楽という表現が合うかはわかんないですけど、量刑のほうは、結局自分たちとか裁判員の人の中で、そういう物差しというのが全くなかったの、判例を参考にしました。そこから事実認定を含めて被告人に営利目的があったかないかというところまでというのがあったんで、別々にはちょっと捉えづらいいんですけども。

終わってからの感想としては、悪いことした人とはいえ、やっぱりその人を例えば10何年放り込むと、出てきたときはもう六十、七十になってて、もう人生終わっちゃうという部分があるので、非常にプレッシャーに感じた部分はありました。ただ、よくも悪くも裁判長の方が今さっき意味違うかもしれない、ルール敷いてくれたというんですけども、やっぱりその判例なり何なりという形をある程度示してもらえた中でやったんで、ちょっと無責任な表現になっちゃうかもしれないですけど、肩の荷がおりたというか、このぐらいの量を入れたらこのぐらいの裁きを受けるもんなんだなというふうに割り切った部分というのかな。自分の中で置いて、評議を進めてて、みんな裁判員の中の意見をまとめて一つの量刑をつくったので、非常にきついはずだったんですけども、終わってから考えればこんなものでよかったんだよなというふうに自分が察してる部分もあります。

司会者

判例というのは、量刑分布のグラフとは別にですかね。

6番

何キ口入れて、何キ口持ち込んで何年とかというのが表になっているのを示

していただいて。

司会者

5 番の方は何か。同じ質問ですけど、量刑の評議と事実認定の評議ということ比べて、どんな印象を持ったかというあたりですが。

5 番

量刑に関してはちょっと意見が揺れてしまって、皆さんの意見をちょっと参考にして出してしまったところがあったので、ちょっと皆さん、実際ふたをあけたときに、私の想像してたのと違う形で量刑が出たので、もうちょっと自分の意見を通していいのかなとそのときも思ったんですけども、もう1人やっぱり意見が揺れた方がいらしたんですけども。ちょっと最初差があったんですね、その量刑に関しては。それが最終的には落ちついたんですけども、なかなかそこで意見を左右されて上げ下げしてしまうと、なかなか最終的に持っていくのが難しいのかなっていうのがあって。

司会者

具体的な量刑となるとやっぱりかなり、どのぐらいにするかというところは結構難しいというところですか。

5 番

そうですね。ちょっと左右されたので、最終的にずれがそんなになかったんですけども、それによって上げ下げすると、最終的に難しいのかなというのちょっと感じるころではありました。

司会者

1 番から 4 番の方で、具体的な量刑の関係で特にこの点は難しかったなとか何かございますか。

1 番

0 . 0 1 5 しか燃えてないからここなんだって。でも、本当だったらもっと燃えたよねって。たまたま運がよくて、夫が来て消しちゃっただけで、も

しかしたら全焼してたのにそんな軽くていいんだろかというのはとても。でも、今までの判例を随分見て、参考にしました。

司会者

それでは、3番目のテーマについていきたいと思いますが、守秘義務についてということでございますが、これはもう裁判員裁判に参加されて、もう説明を受けてもう皆さんおわかりだと思いたいますが、評議の秘密とかですね。あるいは、職務上知った事件関係者のプライバシーとか、このあたりについて守秘義務があることについては、裁判官から説明があったと思います。守秘義務が裁判員に課せられていること、あるいはその負担等について、ご意見とご感想を伺いたいというふうに思っております。

1番

負担とかそういう守秘義務があるのは当然ですし、負担とかは感じなかったんですけども、やはり6番の方がおっしゃるように、家に持って帰ったからって確かに本当に読んで、弁護側の方からいただいたのはかなりあったんですけども、それを持って帰りたいと思ったのであって、実際に帰ったらずっとその一日お休みのときも引きずってたわけですから、それがよかったのかどうか今となって、昨日までは、ここへ来るまではあれは絶対読みたかったってずっと思ってたんですけども、やはり持って帰れないものなんですね。

司会者

基本的には持って帰らないでくださいということをお願いしてるとは思います、どの裁判体も。記録資料ですね。事件関係の分ですから。

1番

だったら、読む時間がないけれども弁護人の方々はお作りになったんですね。いや、これは休み時間にでもというふうなおつもりだったと思うんですが、すごく読みたかったんですね、私は。みなさん読みたいとおっしゃって

いて、やっぱりそういうのを読む機会も余りないので、やっぱりそれを持って帰れなかった。鉛筆1本持って帰れなかったんですね。去年までは鉛筆とかをどうぞどうぞとおっしゃったらしいんですが、今年からは何も。だから、それはいただいて帰りたいかなと今でも。

司会者

1番の方の今おっしゃってる弁護人の書面というのは、法廷では朗読されたんですね。

1番

いえいえ。

司会者

法廷では読まれなかった。そうですか、わかりました。守秘義務のところに戻りますが、2番の方いかがですか。守秘義務について。

2番

そうですね、だれが何をその場で言ったかとか、その事件の被告人の方のプライベートにかかわることが守られてれば、逆にある程度は話せるんだなというような印象を逆に持ちました。何か裁判員になったとも言えないかなぐらいに。あとはどこまで話していいということだから、逆に理解すればきちんと話ができることなのかなとも思って、割と話のネタに裁判員になったということでは話せますね。

司会者

守秘義務についての守秘義務があるという部分については、そんな負担ではないと。

2番

うまく理解すればですね。きちっと理解してればですね。

司会者

そこは裁判官から説明はあったわけですかね。

2 番

はい。

司会者

2 番の方は大体理解はされてると。

2 番

そうですね。

司会者

3 番の方はいかがですか。

3 番

守秘義務ですね。やはり，守秘義務守秘義務って，言葉で言われますと，非常に負担というわけじゃないんですけど，別にそれは守るべきことなんだろうけれども，余り守秘義務という言葉です。私たちに与えられますと，本当は先ほども私は言いましたけれども，なるべく皆さんにこういった裁判員やったよと，そしてこういうことだよというのを話したいわけです。そうすると，皆さんも私がやったから，ああ，あいつがやったから私もできるとか，またはいろいろなことで，そういった関心が持てるかなと。余り守秘義務守秘義務という言葉で6か月以下，50万円の罰金だなんてということで，余りこうやられると，言ってもいいことでも何か縛られるようで，だから余り言葉を使わないで，もういわゆるもっと楽に皆さんが話し合えるように雰囲気というか，そういうふうにしていただいたほうがいいんじゃないかな。余りにもきつく言うよりもですね。

司会者

守秘義務という言葉がね。

3 番

ええ。じゃ，裁判官さんはどうなんだと。そういった疑問もありますんでね，やはり私たち裁判員なんていうのは本当になりたくてなったわけじゃな

いわけですからね。それを6か月以下の懲役，50万円の罰金だなんて言われると，何かそんな好きでやったんじゃないし，私たちはなるべくそういった皆さんに広めたいんだと，さっきも学校でやったらどうだろうというぐあいに，そういった気持ちがあるのにもう言うなというような感じをとられちゃうんで，そういうふうないわゆる負担というんじゃないくて，もっと逆に言ってくださいと。しかし，これは言っちゃだめだよと。言ってくださいって言っというて，これは言っちゃいけないんだよって言っていたらいたほうが，最初から守秘義務守秘義務でこれはこれだと言われると，何から何まで言えないという感じです。

司会者

3番の方の意見はよくわかりました。4番の方いかがですか。

4番

守秘義務については，裁判官の方から守秘義務の範囲，説明がしっかりしていただいたので，何ら問題もなく自分の負担になることも何となく当然の義務だろうなと思ってましたけど。

司会者

5番の方いかがですか。

5番

守秘義務が負担ということはないんですけども，量刑に関しては，ご家族の方にも話さないでくださいねと裁判長の方から言われたので，それに関してはちょっとやっぱり重いなという印象がありますね。それ以外は別に，特に負担ということはありませんでした。

司会者

量刑の例えば，みんながどういう意見だったかということですね。

5番

そうです。それと量刑自体もですね。

司会者

どういふ判決だったかということ。

5 番

そうです，そうです。

村山裁判官

それは判決する前の話ですね。判決宣告する前なんで，それでやめてくださいというんで，判決した後は別にオープンになってますから。

5 番

そうです，そうです。

司会者

6 番の方いかがですか。

6 番

正直，最初るとき守秘義務って説明は受けたんですけども，どこまで言っちゃいけないのかなというのはわかんないまま入りました。ただ，やってくうちに水曜日の B 新聞の都民版だったかに自分が扱った事件が記事になったよって裁判長の方から紹介されて，コピーも見せてもらって，うちもたまたま B 新聞の都民版入ってるやつなんで，だけど，これもう新聞に載ってるということはここら辺のことは話していいんですねという確認をした上でいろいろ動けたんで，さほどそんな苦にはなりませんでした。最終日，判決の終わったときに，後日だったのかな。当日だったのかちょっと覚えてないんですけど，判決文のコピーもご希望あれば郵送させていただきますということだったんで，例えば会社への報告なり，あと知人への話のネタなりのときにはこれ見せていいんですねって僕は許可を裁判長のほうにも確認とってたんで，その範囲では話すということができたんで，それこそ負担にはなりませんでした。

司会者

守秘義務の範囲というのは、よろしいですか。

6 番

単純に言えば、裁判員の方が何言ったかということと言わなきゃいいんだなという解釈ではいましたけれども、ある程度もう新聞載ったり、そういうコピーもらっていいですねという確認をとれたものを持ってたんで、そこはそんなに当初気にしたほど負担にはなりませんでした。

司会者

7 番の方いかがですか。

7 番

守秘義務に関しては、負担というものはなかったです。ただ、最初に選ばれたときに、公判で出てきたことも言っちゃいけないのかというそういうふうに思ってたので、その時点でのやっぱり守秘義務の範囲をもうちょっと。

司会者

最初からもう少し守秘義務はどここの範囲かということを確認にしたほうが、例えば公判廷で出てきたことは話していいとかですね。確認しておいたほうがもっといいんじゃないかと、そういうことですかね。

7 番

はい。

司会者

8 番の方いかがですか。

8 番

負担とかは感じなかったんですけど、その守秘義務の負担に関してというのはしょうがないことかなと思って、すんなり受け入れたんですけど、ちょっとやっぱり何かもうわかりづらいじゃないですか。範囲がわかりづらいというか、しゃべったかしゃべらないかというその明確な証拠が出るわけでもないようなことなんで、もうモラルの問題かなと思うぐらいだったので、そ

の部分で言えば，ほかの法律を守るのと何ら変わらないかなと思いました。例えば，駐車禁止の何か違反で捕まったりするときも，その人なりにそのときの事情があってそこにとめなきゃいけない理由があったとしても，そのルールにのっとったら違反とられてしまったりすることはある。十二分にあると思うので，守秘義務に関しても同じように僕はとらえました。

司会者

特に問題は感じなかったということですか。

8 番

そうですね。

司会者

負担も特に感じなかったということでもいいですかね。

8 番

はい。

司会者

それでは，ここで今日参加している裁判官，検察官，弁護士の方どなたでも結構ですが，これまでのテーマでも結構ですし，そのテーマ以外のことで結構ですが，ご質問があったら出していただきたいんですが，いかがですか。

野嶋弁護士

検察官の論告ということで求刑何年というんですけども，ただ，弁護人のほうが求刑意見みたいなね。例えば，何年に処すべきであるというのは言う人と言わない人がいるんですけども，言ったほうが効果的なのか，その辺についてどうお考えなのかということをお聞きしたいんですね。

司会者

どなたからでも結構ですが，言ったケースと言っていないケースがありますね。いかがですか。1 番の方，述べられましたですか。

1 番

述べられましたよ。

司会者

どうですか。

1 番

その述べたことに対して、私たちはこう考えてますというのがさっきから私が言ってるそれだと思います。きっちり述べられまして、私たちも結構それが重かったんですね。すごくだよめきました。

司会者

ほかの方はいかがですか。

2 番

執行猶予付きでお願いしますという言葉だったので、でも逆に全部内容を認めてたので、そういう中でどのくらいのを望んでるのはあってもよかったかなというのは。そういう意味では、逆に全面に認めてると、逆に勘ぐっちゃって悪くとらえると感じてしまうので、そういう意味では自分のところでも重く理解してて、それでも執行猶予にしてくださいというなら筋が通るかなみたいなのところもあったので、だから、必要以上に悪く感じないようにという意味では、私の扱った部分のみで言うと、そういう印象があります。

村山裁判官

1 番の方が私ぜひ読みたかったという現象が起きてる。これは弁論だと思うんですけども、その 1 番の方の実際に参加された裁判員裁判では、弁論要旨骨子というのがありまして、これは 1 枚紙です。弁論要旨が別に 5 ページのものがどうもあるようなんです。ですから、多分法廷では、弁論要旨骨子に基づいて弁護士さんがいろいろ説明したんじゃないかと思うんですね。それで、そのほかにこの書面で提出されたんだと思うので、そちらの書面を読む時間がなかったということかなというふうに。

1 番

何か裁判員の方にぜひ読んでいただきたいというふうに、法廷で渡されたんです。

村山裁判官

それを読む時間がなかったとおっしゃってるわけですね。

1 番

そうですね。だから、持って帰りたくて、「裁判長。持って帰りたいたいです」って申し上げたんですけど、もちろんだめと言われると余計私は。

村山裁判官

そういうことでしょうか。普通は弁護士さんが読むので、提出されたものは全然読まれないということは余り考えにくいと思うんですけど、そういう二段階でやられたので、そういうことが起きたんだというふうに思います。

司会者

弁論して渡されたとすると、その後に評議があると思うので、その際には読もうと思えば読めるということではなかったですか。

1 番

読もうと思えば読めますけれど、一応裁判長からこのように、1 番の方とってお休み時間も、ちょっと女性陣がやっぱり華々しくて、いろんなお話をなさってて、ちょっと。

司会者

わかりました。よろしいですか。それでは、ここから今度は報道関係の方から質問をしていただきたいというふうに思います。報道関係者の方、ご質問ある方はいらっしゃいますか。

A 社甲記者

皆さん貴重なご意見ありがとうございました。ちょっと今まで出た議論の中でかぶるかもしれませんが、裁判員制度のスタートから5月で3年もたっ

て、この見直しの議論とかあると思いますが、皆さんがその裁判員を経験して感じた中で、ここだけは変えてほしいという改善点とか、ここはちょっと本当に問題だなと思う疑問点というのがあれば、教えていただきたいなと。

司会者

これは全員に聞きたいと思います。改善すべき点とか問題点とか、何でも結構ですが、率直にご意見をお聞きしたいと思いますが。

8 番

特に、逆に時間が縛られてたという意識もないですし、その仕事に集中していれば、当然のように受け取れるようなことがわかりましたんで、特には問題はなかったと思います。

司会者

7 番の方いかがですか。

7 番

私は量刑をやっぱりすることについては少し疑問があって。最後の判決のときに、何年って言い渡した後のちょっと被告人の表情が見てしまったんですけど、それが忘れられないというか結構何日間か引きずってたというかそういうのがあったので、私が感じているので、周りの何人かも同じことを少し感じている方がいるんじゃないかなと思ったので、量刑については少しちょっと疑問があります。

司会者

疑問があるというのは、負担が重いとそういう意味ですよ。

7 番

はい、少し。

司会者

6 番の方いかがですか。

6 番

自分のときの裁判員の中で、選ばれたんだけど有給使ってきてるんですよという人もいたんですね。自分は会社のほうで、裁判員制度ができた時点で、その裁判員に選ばれたら特別休暇という形で会社のほうも納得してって言ったあれですけど、送り出してくれたんですが、そういう制度ができてる会社と、さっき言ったとおり有給で来てるよというその差があるので、ましてこのような丙被告でしたっけ。100日間継続というのもこれからも出てくるでしょうし、もしこの制度が続くのであれば、今のところとりあえず会社対個人で裁判員に出るといふふうな休暇とかやっているとと思うんで、もうちょっと国なり何なりのほうで、直接本人が名簿載りましたというのも本人と勤め先なり何なりに手配りがあったほうが、選ばれた人も出やすいのかなというのが今回実際やってみて思いました。あと、今7番の方の話聞いて思い出したんですけど、その判決言い渡すというのも非常にプレッシャーだった部分が自分的にはあって、ちょっと自分は11月の裁判だったんですけど、ちょっと夏ごろに自分の父も亡くしたりというちょっと精神的なものもあったんですけども、判決を言い渡す前日からちょっとじんましんが出まして、年明けて3月ぐらいまでちょっと薬飲んだりというのもあったんで、その辺も人が人を裁く、まして自分たちはそういうことに関しては素人なので、その辺のストレスというのもちょっと大きいのかなというのは身を持って感じた部分がありました。

司会者

5番の方いかがですか。

5番

うちの会社でも裁判員制度ができたときから、特別休暇、裁判休暇というのがあったので、うちなんかよかったんですけども、やはり会社によって、いらした裁判員の方で、決まってないという方もおられたので、そういう意味でもうちょっと社会的に、明確に会社がもうちょっと決めておいてもい

いのかなと思いましたね。

司会者

そうすると、もう特別休暇という形で、もっと広まるようにということですかね。

5 番

そうですね。そうすると、もうちょっと参加もしやすいのかなと思いますね。

司会者

4 番の方いかがですか。

4 番

裁判員が私は3日で、7日がいって9日がいって11日がいると。そのときの裁判によって日にちが違うというのも何とか直してほしいなと思います。どんな裁判も3日で終わるというふうにしていただくと、これから裁判員になる方もやりやすいと思うんですね。10日も11日も1か月もと言われると、それは無理な方が出てくるんですね。絶対できないという方。それが3日なら何とか皆さんも都合つけて裁判員も負担じゃないですけど、やっていけるんだろうと思うんですね。ですから、これから先、もし変えられるものでしたら、3日ぐらいでおさまるようなシステムをつくっていただけるとありがたいなと思います。

司会者

3 番の方いかがですか。

3 番

たくさんの方から、いわゆる職場との関係がありますよね。やはり、公務員じゃありませんけど、慶弔休暇とかね、そういった有給休暇とは違って、もう国のあれですから、やはり当然最低限職場には知らせると。職場にはね。それはもうぜひ、職場には最低限この人がなりましたよということには知らせ

ていただきたいなど。ですから、その有給休暇よりも職免制度みたいなものをつくっていただいたらいいかなと。それと、先ほどというくじで何回も私当たったよと言いましたけれども、やはりくじといっても、非常に透明性というか逆に言えば選ぶときに、こうやって50人いる前で、こうやって選んで選ばれたなというのとどこか密室じゃないけれども、どこかで何番の人、何番の人、何番の人と言われるとどちらがいいかなと。

やはり、みんなの前で丸棒でも何でもいいですよ。この番号の人が選ばれたよって言っていただいたほうが、というのは、その日に来たのにわざわざ休暇とってきてるわけです。それなのに、もう50人中6人しか選ばれて、補充員が1人がいらっしゃって7人かもしれませんが、あとの人はもう帰るわけですね。そのときまでそういった休暇をとってとかわざわざ来て、中には期待してね、自分が選ばれるかもしれないと、私みたいにやりたくないなと、でも選ばれたからしょうがないなという人と、逆にやりたいなという人もいるんで、やはりそういった透明性というか、していただきたいなという気持ちがあります。ぜひ、その辺は透明に。

できれば、年齢別にですね。50歳、60歳の人から2人、40代から1人とか30代から1人、一番上の人か女の人か当たった場合には次は40代の男とかね。さっきバランスで、6人中2人が男とか言ってましたけど、やはりできれば男女の比率も同じぐらいにしていただければと、非常にいろいろな意見も出るのでは。そういったことでくじ引くのも、最初から五十、六十の人から、40代から1人とか。しかも、男性、女性でね。そういったやはりくじをどうするのかと。選ぶときのその辺はぜひ考えていただいて。

司会者

わかりました。2番の方いかがですか。

2番

家族に目立つようなこととして逆恨みされないようにねみたいなことを言わ

れたときに多少思ったんですけど、やはりいつもどおり入口から入って出口から出てくると、傍聴席にはもちろんだれでも入っていいわけで、裁判員というものはだれというのは確認されてて、割とセキュリティーって甘いんだなと思いました。もし、何かあったりとか自分が例えば不幸な話を聞きがちだから家族が注意したんでしょうけど、そういう意味で、そういう事件を持って帰ってこないでよという意味では、出口とかもうちょっと気にしてもいいのかなと思いました。

司会者

セキュリティーという面ですかね、今おっしゃってるのはね。裁判員の。

2番

はい。

司会者

1番の方はいかがですか。

1番

毎日お昼があるので、一緒になった女性と、じゃ、きょうはカフェに行ってみようと、カフェに行きましたら裁判官の女性がしっかり横に座ってらしたんですね。お休み時間に私会社から電話があったので、走って外に出て電話してたんですけど、ここは電波が届きますかとか言っておそばにいらっしゃるんですね。あれは、別に偶然ですかね。カフェに確かに、事件の弁護士の方が2人いらして、それは本当に偶然なんですけど、やはり私たちだけでは行動させて、探検ツアーにみんなで行ったりして、私たちだけで行動させてもらえないのでというのが最終的な結論だったんです。それは裁判長によって違うのかもしれないんですけど、やっぱり裁判所の中にいるときのお休み時間の行動の仕方も何となく。

司会者

裁判員だけで食事に行くというようなことも多分あるかなと思うんですけど

ど。別に裁判官がついていくこともないと思いますが。

1 番

それじゃ、偶然なんですか。

村山裁判官

それは全然ないと思いますね。

1 番

本当に偶然なんですね。

村山裁判官

余りこの辺にレストランがありませんので、そうすると、お弁当はということでお弁当を注文される方はお弁当をとって、一緒に食べるということもありますけれども、地下にも食堂があるしコンビニもありますということはご紹介してますし、場合によっては時間がある程度ある場合には、日比谷公園のほうに裁判員の方だけで行かれて、休憩されてるとということも十分あって、昼の時間帯まで裁判官と一緒にいようというそういう発想は全然ないと思います。それはたまたまだと思います。

1 番

やっぱりちょっと裁判の話はしないつもりです。そういうときはカフェですけれど、私たちはああいうふうについてこられちゃうんだなって終わっちゃったもんですから、とても残念です。

村山裁判官

場合によっては、地理に不案内かなとか思って、多少そういう意味で案内するというつもりでついていったかもしれませんが。

司会者

裁判員だけに行くというのも十分いつもやっていますので、そこはそういうふうにご理解していただければと思います。

1 番

はい，わかりました。

司会者

ほかに報道関係者の方でご質問ある方は。

B社乙記者

すみません。B社なんですけど，記者クラブで事件判決後に記者会見をお願いしてるんですが，その中で会見に出られたことのある方っていうのは。

司会者

じゃ，ちょっと手を挙げていただければと思うんです。記者会見ってありますよね，記者クラブのほうでね。

B社乙記者

どなたかお一人で結構なんですけど，出られてのご感想。実際出てみたけど余り質問なかったなとか。あと出られなかった方で，どうして出たくなかったのかというところをお一人ずつ。

司会者

1人ずつでいいですか。では，記者会見に出られた方の感想みたいなのをどなたからでも結構です。いかがですか。

6番

自分は同じ裁判員の方に強引に誘われたというのが正直なところなんです。実際出てみて，記者会見すると部屋に移動する手前のところにカメラマンの方がいっぱいいて，あれはやっぱり嫌だなと思ったんですけど，たまたま別の大きい殺人事件の裁判の判決が出たというので，皆さんカメラマンがそちらのほうに行かれて，自分たちの記者会見のときは5人か6人ぐらいパソコンを持ってる人たちだったんで，そのときはちょっとほっとしたというのが正直な感想です。

司会者

ほかに出られた方で感想は何かありますか。特によろしいですか。では，

次出られなかった方ですかね。出られなかった理由みたいのところですかね。どなたからでも結構ですがいかがですか。1番の方。

1番

政治家さんの公判があって、記者さんはみんな忙しいよって裁判長に言われて、なかったんです、記者会見。

1番

私の皆さんはやる気満々で、ぜひということだったです。ないっていうときにみんなちょっと不服でした。

司会者

たまたまなかったですか。

司会者

ほかに報道関係の方ご質問ありますか。まだ少し時間がありますので、どうぞ。

B社乙記者

すみません、もう一個だけいいですか。司会者がおっしゃってた書証と人証の印象のところでは、ちょっと明確な答えが出てなかったと思うんでお聞きするんですけど、私が取材した裁判経験者の方だと、書面の読み上げだと後になって何言ってたかなと思いつけないけども、証人として出てくるとみたいな話出て、あの人はああいうこと言ってたよねって言って、全然やっぱり証人で来たほうが理解が早いし深まるという方が結構多いんですけど。特に無罪主張の5番、6番、7番、8番さんなんかは書証も人証も多かったと思うんですが。どちらのほうがやっぱり記憶の部分で、やっぱり人証のほうがよろしいでしょうか。

司会者

5番の方はいかがですか。証拠書類の調べと、いわゆる証人尋問、被告人質問の違いというか。

5 番

書面だとわかりづらいですね。証人尋問とかのほうがりやすいなという印象がありますけれども。

司会者

6 番の方，同じ質問ですが。

6 番

自分，最初見たときは通訳の方が入ってるやりとりがあったので，特にどっちがどうというのはありませんでした。

司会者

7 番の方は。

7 番

そうですね，やっぱりその人。目撃者だとかだったので，やっぱり直接見た方の意見を聞くのが一番。そのときの表情だとかがわかるので，人証のほうがりやすいです。

司会者

8 番の方はいかがですか。

8 番

そうですね，書面はわかりづらいというかあれなんですけども，人としゃべってるのと比較すると圧倒的に証人で来ていただいているほうがわかりやすい。やっぱりしゃべってるのを見てまた得る情報というか，伝わってくるものが明らかに違うことがわかりました。

司会者

4 番の方は。

4 番

証人についてはなかったですね。

司会者

被告人からは直接話聞かれましたよね。

4 番

はい。

司会者

特に違いというのは余りなかったですか。

4 番

ですね。書証で読むほうが得意なので。

司会者

順番に。3 番の方は何かありますか。

3 番

いえ、特別ございません。

司会者

2 番の方は。

2 番

やっぱり書面のほうがわかりやすい場合と、質問で深まる場合と両方あると思います。ただ、やっぱり裁判員も緊張してるので、質問しようとかそういうことにとらわれちゃって、割とその前後が少し記憶が抜けてたりということも実際ありました。

司会者

1 番の方はいかがですか。

1 番

2 番の方と一緒に、私の場合は被告人が何を聞いても泣いてばかりいるので、書面のほうがわかりやすい場合と、やはり証人に立った方、夫ですね。お答えなんかはすごく、書面よりもずっと本人からは伝わってきます。両方です、はい。

司会者

ほかに報道関係の方で、ご質問ある方いらっしゃいませんか。よろしいですか。検察官、弁護士、裁判官の方で何かご質問、何かありましたら、よろしいですか。それでは、そろそろ終了時間も近づいてきましたが、最後に裁判員経験者の方々から、まだ裁判員裁判は続きますので、これから裁判員になる方がいらっしゃいますが、これから裁判員になる方へのメッセージということで、一言ずつお願いできたらというふうに思います。1番の方お願いします。

1番

本当の素人の私はというか、皆さんもそうなんですけれども、突然裁判所にやってきて、はい、これとこれ、これ読みなさいよと言って、どこまで本当に裁判にかかわれるかというのもちょっと疑問だったんですけれども、やはり私は今経験してから、私本当に周りの方に言ってます。名簿に載ったら時間の許す限りやったほうがいいって。やはり、私のときは丙被告人裁判がよくニュースに載ってて、もちろん写真じゃなくて絵だけだったんですけど、裁判員がずらっと並んでたんですね。そうすると、実際に子供たちにも、「ママ、ここの席ね」とか言うと、子供たちはわかってはいても、「ええ、本当に座ってるのね」というので、やはり皆さんとてもびっくりなさるので、やはり私は、やっぱり名簿に載ったら積極的にやってほしいと皆さんにはお伝えしています。

司会者

はい、2番の方いかがですか。

2番

やはり積極的にやってほしいなということと、あと自分が本当にやりたいという気持ちになって取り組んだときに、一番痛烈に感じたということが何て言うんでしょうか、人を裁くということがいたずらに興味本位でなされてはいけないなというか、自分が本当にやりたいなと思ってたけども、それは非

常に興味本位だったんですけど、取り組んでいくうちに人を裁くってことがすごく重いことと、あとは裁かれる側がまず本当に単純なことに実刑と執行猶予ってどのくらい被告人にとって違うもんなんですかね。同じ刑には変わらないんじゃないですかという質問したときに、本当に天国と地獄の違いだよというふうに聞いてて、そういうものかっていうふうに感じたり、いろいろやっていくうちに重さというのがわかっていって、だから、やりたくない人にはそういう重みが自然と備わってきてしまうけども、やりたいという方にも、皆さんそういった心の変化というのがきっと起こると思います。

司会者

3番の方、いかがですか。

3番

やはりそれぞれの人生というか、今までの知識というか、それをぜひこういった裁判のときに、それぞれの先ほど話しました個性というか、そういういろいろな人がいて、いろんな意見が出るのが一番いいことですから、ぜひそれぞれの自分が今まで蓄えてきたものですね。そういうのを裁判にぶつけていただきたいと。自然体でやっていただければと、そう思ってます。

司会者

4番の方、いかがですか。

4番

これから裁判員に選ばれたときに、自分の意見がちゃんと言えるように、話しやすいけど、ちゃんと文章を読んで、文章読解力を強めて、つまらないことですけど、本当に勉強しておいてほしいなと思いますね。そのときになって慌てて、ああやだなとか思わないように、自分の意見をしっかり言えるようにしておいてほしいと思います。

司会者

5番の方、いかがですか。

5 番

その裁判員になって、自分の意見言うのはとても大変だなというのが痛感したので、これからやる人にも自分の意見をきちんと言えるような、どうやったらできるかわからないですけども、なるべく人の意見に左右されず、自分の意見を述べられるようになっていただければなって思います。

司会者

6 番の方、いかがですか。

6 番

確かに精神的負担とかというのはありますけれども、本当に自分の意思でできるものでもないですし、確率的にも一生に一度あるかないかだと思えますんで、ぜひ本当に選ばれた際には、どんどん積極的にやっていただきたいなと思います。そういう形で、今自分の身の回りの人たちにも、何人か名簿載ったよという人たちがいますけれども、絶対選ばれたほうがいいという形では勧めてますし、やっぱり何となくはうまく何がどうって言うんじゃないですけど、自分の中でも意識が変わった部分ってあると思うんで、そういう部分をどんどんいろんな人に経験してもらいたいなとは思ってます。以上です。

司会者

7 番の方、いかがですか。

7 番

裁判員を経験して、本当はやりたくなかったんだけど、しょうがないからという方も何人かいらっしゃって、でも、その方でも最後はやってよかったなという方が結構いらっしゃったので、本当にやることでプラスじゃないですけど、私もすごい人前で話すのとか、意見を出すのが苦手なんですけども、こういう話合いの場になると自分の意見も言えるようになるというか、言えるようになったので、話合いの場がすごい貴重な体験ができたので、選ばれた

らぜひやってほしいなと思います。

司会者

8番の方，いかがですか。

8番

選ぶとか選ばれるとか，もう3年目ということで，今3年目ですから，裁判員経験した方も少ないと思うんですけども，制度が続いていけば，そのうち大半の人が経験するようになるかもしれないので，裁判員に選ばれた場合は，しょうがないと思って，そこで一回気持ちを切りかえて，真剣に取り組んでもらいたいなと思います。それが結局，裁判員というものを経験したから，僕は今，貴重な経験をしたなと思ってますが，結果として，その人にマイナスに働くこともないとは言い切れないと思うんです。ですから，やってみないと何も言えないと思うので，選ばれてしまった以上は真剣に取り組むのが一番かなと思っています。

司会者

よろしいですか。それでは，そろそろ時間がまいったようでございますが，裁判員経験者の方で，特にこの点は言ってきたかかったとかいうのはありますか。どうぞ，3番の方。

3番

私ももちろん初めての裁判員の経験ですけども，私が提案して，最終日の前の日に，皆さんで一期一会じゃありませんけれども，くじ引きでみんな当たったんだから会いましょうということで，反省会をやりました。裁判所の方にも来てくださって言ったけど，断られましたけれども，結局私たちの偶然集まった人間が集まりまして，反省会をやりました。また年に1回やる予定であります。それで，そのときにぜひ，私はそのときに全員に住所と名前とちょっとしたメモ用紙で書いていただいたんですけども，本当によかったと思います。反省会をぜひやっていただけたらなと。

司会者

反省会は終わった後の何日か後にやったということですか。

3 番

ええ。私は3月の初めに終わりました、それから場所を設定したり、皆さんに通知出しましてね、4月初めに会をやりました。今度また毎年会いましょうということで約束しております。

司会者

裁判員と補充裁判員の経験者ということですね。

3 番

そうです。ぜひにね。それと、心理的な負担がもしあった方がいらしても、そこでそういった悩みでもできたら、話し合えますし。できれば、それをしていたら、一生に1回しか会わない偶然に会った人ですから、1週間一生懸命話し合った仲間ですから、そういう意味でいかがかなという気がします。ですから、そういった意味で、裁判所の方も住所を教えてください。最初に私が一人一人聞いたわけですから、そのときにぜひ住所が教えていただけるようにして。

あとは、いわゆる死刑問題ですね。やはり、私たち素人が、死刑というそういったものの判決をくだしていいのかなと。やはり非常に難しい問題だと思うんですけども、結局死刑の場合も多数決と、今のところ多数決。それと結局は全員の意見一致がいいのかとか、そういったこれからの問題点だと思いますけれども、本当に私なんか偶然死刑のところに関わなかったからいいけれども、何か十何人の方が死刑判決に関与してらっしゃるようでも。そういったところへ出た人が結局死刑を言い渡す判決するというのは大変な重みじゃないかなと。我々みたいに何年から何年の間があったら、まああなたということもあるけど、やはり死刑判決というのは、下した人というのは心の負担が大きいんじゃないか。それについては、別段委員会というか、

その死刑判決については何かしていただけたら，やっぱり私たちの一般の人が死刑というふうに決めるのはいかがかなと。わずか1週間の話合いでね。そういう点が気になります。

司会者

ほかの方はよろしいですか。それでは，時間がまいったようでございます。これで，意見交換会を終了させていただきたいというふうに思います。裁判員経験者の方々には，いろんなご意見，ご感想をお話ししていただきましてどうもありがとうございました。

本日のご感想，ご意見については，今後裁判員制度に関するいろんな検討に当たりまして，参考にさせていただきたいというふうに思っています。これで終了させていただきたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

以上